

令和元年6月19日現在

機関番号：82512

研究種目：基盤研究(B) (一般)

研究期間：2015～2018

課題番号：15H03318

研究課題名(和文) 民主化プロセスにおける司法府の役割：中東イスラーム諸国の比較研究

研究課題名(英文) The Roles of Judiciary in the Process of Democratization: Comparative Analysis on the Middle East and Islamic Countries

研究代表者

石黒 大岳 (Ishiguro, Hirotake)

独立行政法人日本貿易振興機構アジア経済研究所・研究企画部・海外研究員

研究者番号：30611636

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 12,900,000円

研究成果の概要(和文)：2011年のアラブの春と前後して顕著化した「政治の司法化」と民主化の関連性について、違憲審査をめぐる司法府と他の制度的アクター(執政府、議会、軍、王族など)との相互関係の比較事例分析によって実態を明らかにし、司法府の独立性と、司法府の憲法判断の選好が、民主化の進展または停滞・後退をもたらしているメカニズムについて考察を進めた。地域の特性として、イスラーム主義の伸張は判事の党派性を生じさせつつも、憲法判断の選好には影響していないこと、判事の社会的地位とキャリアパターンの維持という集団的利益に対する人事制度の運用を介した執政府の取り込みへの従属/反発が憲法判断の選好に現れていることが確認された。

研究成果の学術的意義や社会的意義

本研究の社会的および学術的意義は、比較分析によって中東イスラーム諸国における司法府の役割の特質について明らかにし、民主化の停滞や後退も含めた民主化の方向性を決定するメカニズムの解明を進めた点にある。また、先行研究が対象としている新興民主主義国だけでなく、権威主義体制(民主化途上の体制)も射程に収めた分析枠組みを提示するという点での比較政治学における理論的な貢献にある。

研究成果の概要(英文)：Regarding the correlation between "judicialization of politics" which became prominent around the Arab Spring in 2011 and democratization, we conducted comparative analysis about interaction between the judiciary and other state institutional actors (executive, legislative, military, royal family, etc.) and examined how the interaction affected the preference of judges to constitutional reviews, and caused to operate the mechanism which lead to the progress or stagnation/ recession of democratization. We clarified that the expansion of Islamism as regional characteristics has brought about the factionalism of judges but does not affect the preference of constitutional review, and subordination or repulsion to the government's intervention to judges' collective interest which judges maintain their high social status and autonomous career pattern has appeared in the preference of constitutional review.

研究分野：比較政治学

キーワード：政治学 民主化 政治の司法化 憲法裁判所 中東政治

1. 研究開始当初の背景

2011年のアラブ政治変動(いわゆる「アラブの春」)前後に、中東イスラーム諸国においても「政治の司法化」が顕在化する傾向にあった。特にアラブの春の中心であったエジプトで、憲法裁判所の判断がその後の政治プロセスを決定づけたことは、司法府の制度的アクターとしての組織利益の合理的な追求という観点から、司法府の独立性の度合いが憲法判断とその後の民主化プロセスに及ぼす影響を論じる機会をもたらしていた。「アラブの春」以前にも、エジプトだけでなく、エジプトの司法制度を移植した周辺アラブ諸国を対象に、司法府の独立性に関する制度や運用の比較研究はなされていたが、政治の司法化と民主化の方向性との関連性は十分に視野に入っていなかった。

政治の司法化と民主化の方向性との関連性は、「第3の波」によって民主化した新興民主主義国を対象に、民主主義の定着をめぐる観点から研究が進められていた。そこでの議論は、司法府の違憲立法審査権が水平的説明責任の強化、特に行政府による三権分立の侵害を阻止することによって、民主主義の定着に貢献するのか、それとも、旧支配エリートによる反多数派主義あるいは覇権維持によって、民主主義の定着を阻害するのかというものであった。この議論では、民主主義の定着において重要な要素である水平的責任の強化には、司法府が違憲立法審査において執政府に対する独立性を確保できるかが、政治的競争性の程度との関わりにおいて問題とされていた。

先行研究の知見では、民主化過程において政党システムが競争的であるほど、旧支配エリートがより独立的な違憲立法審査を志向し、民主主義の定着に繋がらうこと、他方で亀裂の大きい社会では少数派のエリートによる覇権が維持されうるという2つのモデルが示されていた。後者の少数派による覇権維持のモデルは、民主化していないとみなされ、分析対象に含められてこなかった中東イスラーム諸国において、政治の司法化が民主化を促さないメカニズムを説明する上で示唆的であった。2011年以降の政治変動と政治の司法化を的確に理解するためには、より広範な中東イスラーム地域という範囲において、比較分析を行うことによって、政治の司法化が民主化の進展または停滞・後退をもたらすメカニズムの解明が可能であると考えた。

2. 研究の目的

本研究の目的は、上述の研究開始当初の背景に関する問題意識から、民主化の程度の差異が大きいにもかかわらず「政治の司法化」がほぼ共通して顕在化していた中東イスラーム諸国の5カ国(トルコ、エジプト、クウェート、パキスタン、アゼルバイジャン)を対象に、違憲審査をめぐる司法府と他の制度的アクター(執政府、議会、軍、王族など)との相互関係を比較分析することによって「政治の司法化」の実態を明らかにし、司法府の独立性と、司法府の違憲判断の選好が、民主化の進展または停滞・後退をもたらしているメカニズムを解明することであった。

上記の目的にむけて、制度とその運用が関連するアクターの選好をどのように決定づけているのかを比較分析・検討するために、本研究では以下の作業課題を設定した。

- (1) 司法制度、とくに違憲審査に関わる制度設計(憲法裁判所、最高裁判所の設置に関する法制度)とその意図、背景となる歴史的・社会的要因、制度の由来や制度間の移植関係について、主に文献資料の調査から明らかにする。
- (2) 分析対象の各国事例について、違憲審査の請求者と争点(選挙プロセスの承認、政党解散命令など)、対象となった憲法・法律の条文、憲法判断結果について一覧化し、違憲審査に関与するアクター間の遣取・応酬を前後の政治過程とその帰結に位置付けて明示化する。
- (3) 先行するラテンアメリカや東南アジア諸国の研究成果に基づく理論的な知見と対照させながら、上記(1)と(2)をもとに各国の司法府の独立性と違憲判断の選好について、相違点を比較検討し、民主化の方向性(進展している、または停滞・後退している)を決定する独立変数・媒介変数について検討する。
- (4) 実際の制度運用における司法府と他の制度的アクターとの相互関係に関して、判事の人事や任免、判事の養成システムや重視される法理、イスラームに基づく公正概念・規範の影響などについて現地調査を行い、その成果に基づいて上記(3)の検討で検討された独立変数・媒介変数の妥当性を検証する。

以上の作業課題を遂行することによって、中東イスラーム諸国における司法府の役割の特性として、イスラーム主義の隆盛が及ぼしている影響について浮き彫りにされることが予想された。また、民主化の方向性を決定づける因果メカニズムの解明を通じて、新興民主主義国だけでなく、権威主義体制(民主化途上の体制)も射程に収めた分析枠組みが提示されることで、比較政治学における理論的な貢献も期待された。

3. 研究の方法

研究の目的で提示した作業課題に応じて、文献や公開データについての資料調査と関係者へのインタビュー調査を行い、研究会で検討作業を進め、フィードバックを得る機会として関係する国内外の研究者へのヒアリングや学会でのパネル報告、ワークショップを実施した。

研究を実施するための研究体制として、5名の研究者がそれぞれ専門とする分析対象国の事例分析を担当するとともに、政治の司法化と民主化に関する理論と方法論、違憲審査に関わる制度設計と制度の移植関係（例えばクウェートをはじめ多くのアラブ諸国の憲法や司法制度がエジプトの司法制度はエジプトのものを土台としていること）、法理・イスラーム法の影響についてとりまとめを分担する。～の観点から事例間の架橋を図り、事例間に共通の分析枠組みの検討を進めた。

資料調査・インタビュー調査については、事前に現地新聞や研究機関、関係省庁のウェブサイトや紙媒体情報に基づき、各国の公開情報を収集し分析し、現地調査において、憲法裁判所・最高裁判所による違憲判断に関する文献資料を収集し、司法関係者や現地の研究者へのインタビューなど必要な調査を実施した。あわせて、現地研究機関や研究者との間で本研究分野に関する新たな協力関係の構築に努めた。

研究会では、他地域の事例や法理学を専門とする外部講師を招聘し、資料の扱い方や分析手法について助言・指導を受けながら意見交換を行い資料収集や現地調査の実施方法、分析手法の最適化を図った。また、それぞれが現地調査の成果および分析について報告を行い、それをもとに情報の共有化と共通の分析枠組みへの意識付けを図るべく、上記～の観点から検討を加えてきた。実施年度の後半（3-4年目）では、最終成果に向けたワークショップ報告原稿の構想および進捗状況の報告と、報告内容についての検討会を中心に行った。

外部からのフィードバックを得る機会として、当初は国際学会でのパネル応募もしくは公開国際ワークショップの開催を予定していたが、実際にはそれぞれの研究者が国内外の学会等で報告し、学術誌や所属機関の紀要、ニューズレター等に申請者らの成果を公表する方法を優先することとなった。また、海外の学会参加の機会に、研究者らがこれまでに協力関係を構築してきた現地対象国の研究機関・カウンターパートに加え、本研究分野について問題関心を共有する在欧米の代表的な研究者との新たな協力関係を構築することができ、有益なフィードバックを得ることができた。最終年度には国内での公開ワークショップを開催し、最終成果をとりまとめる機会とした。

4. 研究成果

上記研究の目的で示した作業課題を遂行し、地域の特性として、イスラーム主義の伸張は判事の党派性を生じさせつつも、憲法判断の選好には影響していないこと、判事の社会的地位とキャリアパターンの維持という集团的利益に対する人事制度の運用を介した執政府の取り込みへの従属/反発が憲法判断の選好に現れていることが確認された。

これまでに実施した研究会での議論を踏まえ、全体の分析枠組みについては、研究計画時の作業課題から絞り込まれた3つの論点、すなわち、(a)イスラームに基づく公正概念・規範の影響、(b)判事のキャリアパターン、外部との人事交流、社会的地位の影響、(c)少数の統治エリートが権力を維持し続けることを可能とする少数覇権維持モデルに準じた傾向と社会的亀裂・政治的競争性を中心に検討を進めた。

(a)では、あくまで世俗法に基づく検討と判断を行う職業的特性から、司法判断への影響は確認できなかった。しかし、法曹界内部には派閥性があり、イスラーム主義寄りとみなされる一定規模の判事グループの存在は確認された。(b)では、分析上のバイアスに懸念はあるものの、上記の派閥性に関連して、政府に批判的な一部のイスラーム主義寄りの判事らが人民の味方として期待を持って捉えられ、大多数の判事は政権に取り込まれ、腐敗した特権階級とみなされている傾向が確認された。(c)では、民主化を果たしたと捉えられたトルコの事例も含めて、先行研究で指摘された権威主義体制における裁判所の機能に合致する部分が多く、民主化の方向へは向かっていないことが改めて確認されたが、政治の司法化と民主化の相関性に関して、権威主義体制における政治的な競争性の程度との関連性は十分な検討が進められなかった。

上記(a)～(c)について、最終年度に実施した公開ワークショップにおいて成果として提示し、上記(b)に関しては、判事の決定が政治体制のダイナミクスに与える影響を明らかにする観点から評価された。他方で、司法を制度としてみるのかアクターとしてみるのか、分析の視点をより明確にすること、制度構築の経路依存性、判事の合理的選択を決定づける動機・cost-benefit問題への更なる検討が今後の課題として指摘された。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕(計 7件)

ISHIGURO, Hirotake. "Political Participation of the Muslim Brotherhood in Kuwait: The

Impacts of Electoral Reforms and the Arab Uprising.” *IDE Discussion Paper* 730, 2018, 1-15.

金谷美紗「エジプト大統領選挙でのシーシー再選——見せかけの安定か」『中東研究』532, 2018年, 67-79.

ISHIGURO, Hirotake. “Utilising the Judiciary to Reject the Popular Will? Legal Mobilization after the Arab Uprising in Kuwait.” *IDE Discussion Paper* 653, 2017, 1-14.

岩坂将充「議院内閣制における政治の『大統領制化』——トルコ・エルドアン体制と大統領権限の強化」『日本比較政治学会年報』18, 2016, 129-156.

岩坂将充「トルコにおける政軍関係の変容——軍の権益の段階的縮小と今後の展望」『中東研究』524, 2015, 32-40.

岩坂将充「トルコにおける2015年総選挙とエルドアン体制の政策変容」『中東レビュー』3, 2015, 96-109.

井上あえか 書評「中野勝一著『パキスタン政治史 - 民主国家への苦難の道』」『アジア経済』56(4), 2015, 128-131.

〔学会発表〕(計 18件)

井上あえか「思わざる結果としてのパキスタン分離独立と権威主義」新学術領域グローバル関係学全体研究会 2018年

井上あえか「最近のパキスタン情勢」世界政経調査会国際情勢研究所研究会(招待講演) 2018年

IWASAKA, Masamichi. “Democratization and the Constitutional Court: The Recent Developments in Turkey,” The 5th International Conference on Turkey and Turkish Studies (国際学会), 2018.

TACHIBANA, Yu. “As the Heir of ADR: The Lesson from ADR Experience and 27 Years of the Republic of Azerbaijan,” Azerbaijan Cumhuriyyeti - 100: Muselman Sherqinde ilk Parlamentli Respublika ' Beynaxalq Elmi Konfransi (国際学会), 2018.

立花優「ポストソ連期グルジアにおける政党の意味：下野後の統一国民運動 UNM の検討を中心に」日本中央アジア学会 2018年

ISHIGURO, Hirotake. “Political Behaviors on Elections in Kuwait: The Adaptation to the Electoral Reform by Tribes and its Socio-Economic Consequences,” Gulf Research Meeting (国際学会), 2017.

井上あえか「インド・パキスタン分離独立と住民の移動 動乱文学を題材として」吉備地方文化シンポジウム「人文知のトボス：人の移動・文化・精神」 2017年

井上あえか「パキスタン政治」アジア経済研究所動向分析研究会 2017年

井上あえか「パキスタン政治の動向と域内関係」ユーラシアにおける地域主義とガバナンス研究会 2017年

岩坂将充「トルコにおける民主化——クーデタとクーデタ『未遂』のはざま」日本比較政治学会 2017年

立花優「体制転換と社会的亀裂の統制の失敗：アゼルバイジャン」非民主主義体制における社会的亀裂の統制：中東・北アフリカと旧ソ連の比較研究 2017年

石黒大岳「クウェート議会選挙における部族集団の投票行動と分配政治」日本選挙学会 2016年

井上あえか「パキスタン政治の変化と域内国際関係」日本中央アジア学会 2016年

IWASAKA, Masamichi. “The Constitutional Court in Turkey: An Independent and Democratizing Actors?” The 5th International Forum on Asia and the Middle East: A Global Perspective of the Middle East Governance (国際学会), 2016.

石黒大岳「レンティア国家における政治参加はガバナンスの向上をもたらすか：中東湾岸諸国における腐敗防止と議会・司法の役割」日本政治学会 2015年

TACHIBANA, Yu. “How to Rule a Country: A Statistical Analysis of Presidential Decree Making in South Caucasus Republics,” 9th ICCEES World Congress (国際学会), 2015.

立花優「体制変動とエリートの連続性：バラ革命前後のグルジア」日本比較政治学会 2015年

岩坂将充「『アラブの春』後のトルコ——安定した『民主国家』をめぐる不安定な『同盟』」日本中東学会 2015年

〔図書〕(計 11件)

井上あえか, 牧野百恵「2017年のパキスタン：司法判断による首相の交代ふたたび」アジア経済研究所編『アジア動向年報 2018』2018年, 612

井上あえか「8. 社会運動」インド文化事典編集委員会編『インド文化事典』丸善出版 2018年 770

井上あえか「イスラームをどう認識するか」就実大学吉備地方文化研究所編『人文知のトボス』和泉書院 2018年 223

岩坂将充「第8章 現代トルコにおけるイスラーム・世俗主義・軍」高岡豊・白谷望・溝淵

正季編著『中東・イスラーム世界の歴史・宗教・政治—多様なアプローチが織りなす地域研究の現在』明石書店 2018年 240

金谷美紗「エジプトにおける『アラブの春』の抗議運動 発生、動員、帰結の研究動向」

高岡豊・白谷望・溝淵 正季編著『中東・イスラーム世界の歴史・宗教・政治—多様なアプローチが織りなす地域研究の現在』明石書店 2018年 240

石黒大岳編著『アラブ君主制国家の存立基盤』アジア経済研究所 2017年 172

石黒大岳「第3章 権威主義体制の理論」「第9章 湾岸諸国」私市正年・浜中新吾・横田貴之編著『中東・イスラーム研究概説 政治学・経済学・社会学・地域研究のテーマと理論』明石書店 2017年 392

井上あえか、牧野百恵「2016年のパキスタン：対インド関係の不安定化」アジア経済研究所編『アジア動向年報』2017年 620

岩坂将充「第15章 トルコ」私市正年・浜中新吾・横田貴之編著『中東・イスラーム研究概説 政治学・経済学・社会学・地域研究のテーマと理論』明石書店 2017年 392

IWASAKA, Masamichi, "Democratization and the Military Economy: The Case of Turkey," in *Social and Economic Problems and Challenges in the Contemporary World*, edited by Branislav Đorđević, Taro Tsukimura and Ivona Lađevac, Belgrade: Institute of International Politics and Economics, 2017, 263.

金谷美紗「第1章 エジプト」私市正年・浜中新吾・横田貴之編著『中東・イスラーム研究概説 政治学・経済学・社会学・地域研究のテーマと理論』明石書店 2017年 392

井上あえか「パキスタン政治の変化と軍の役割」酒井啓子編著『途上国における軍・政治権力・市民社会—21世紀の新しい政軍関係』晃洋書房 2016年 316

〔産業財産権〕

○出願状況（計 0件）

名称：

発明者：

権利者：

種類：

番号：

出願年：

国内外の別：

○取得状況（計 0件）

名称：

発明者：

権利者：

種類：

番号：

取得年：

国内外の別：

〔その他〕

ホームページ等

6. 研究組織

(1)研究分担者

研究分担者氏名：井上あえか

ローマ字氏名：INOUE, Aeka

所属研究機関名：就実大学

部局名：人文学部

職名：教授

研究者番号（8桁）：30388988

研究分担者氏名：岩坂将充

ローマ字氏名：IWASAKA, Masamichi

所属研究機関名：同志社大学
部局名：高等研究教育機構
職名：准教授
研究者番号（8桁）：80725341

研究分担者氏名：立花優
ローマ字氏名：TACHIBANA, Yu
所属研究機関名：北海道大学
部局名：文学研究科
職名：共同研究員
研究者番号（8桁）：20733330

(2)研究協力者
研究協力者氏名：金谷美紗
ローマ字氏名：KANAYA, Misa

科研費による研究は、研究者の自覚と責任において実施するものです。そのため、研究の実施や研究成果の公表等については、国の要請等に基づくものではなく、その研究成果に関する見解や責任は、研究者個人に帰属されます。